

## 大田市告示第10号

大田市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年1月31日

大田市長 楫野弘和

### 大田市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、大田市の要請等により放課後児童健全育成事業の利用の自粛をした者に利用料を返還等した放課後健全育成事業所に対して補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象の範囲)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、大田市の要請等により、補助対象期間中に放課後児童健全育成事業の利用の自粛をした者が登録している放課後児童健全育成事業所を運営している者であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、大田市の要請等により、補助対象期間中に放課後児童健全育成事業の利用の自粛をした者に対して、利用料の返還を行う又は利用の自粛をした者から利用料の受領をしていない放課後児童健全育成事業所を運営している者であること。

(補助対象経費及び補助基準額)

第3条 この要綱における補助対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。

(補助対象期間)

第4条 この要綱において対象となる期間は、大田市が放課後児童健全育成事業所に対し、文書により利用の自粛を要請した期間とする。

(補助金の算定)

第5条 補助金の額は、別表の規定により算定するものとし、補助金総額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、大田市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金交付申請書(様式第1号)、補助対象者別返還額内訳書(様式第1号の2)及び関係書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び確定通知)

第7条 市長は前条の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、大田市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金交付決定・確定通知書(様式第2号)により速やかに申請者に通知する。

(交付の取消し又は補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき
  - (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年1月31日から施行し、令和4年1月4日から適用する。
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第5条関係)

補助対象経費	補助基準額
大田市からの利用の自粛の要請に基づき、利用者が利用の自粛を行った場合に、事業者が当該利用者に対し返還する利用料相当額又は、未受領の利用料があるときは、その利用料	上限500円(1人あたり日額)

相当額	
-----	--

（申請先）

大田市長

（申請者）

所在地

団体名

代表者職氏名

クラブ名

大田市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金交付申請書

大田市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金交付要綱に基づき、大田市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助対象期間          年 月 日 ～ 年 月 日

2 申請額          円

- 3 添付書類          1) 補助対象者別返還額内訳書（様式第 1 号の 2）
- 2) 放課後児童クラブ作成の出席簿（対象児童の利用実績がわかる書類）

### 補助対象者別返還額内訳書

クラブ名： \_\_\_\_\_

No.	児童氏名	対象月	①月額保育料	②利用予定日数 ※左記①に含まれる利用予定日数を記載	③日額保育料 (①/②)	④日額返還額 (③と上限500円を比較し少ない方の額)	⑤利用自粛日数 ※利用予定日に利用しなかった日数を記載	⑥各月の返還額 (④×⑤)	返還額合計
1		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
2		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
3		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
4		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
5		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
6		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
7		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
8		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
9		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
10		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
11		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
12		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
13		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
14		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
15		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	円
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	
		月	円	日	日額	日額 500 円	日	円	

注) 本表に併せ、放課後児童クラブ作成の出席簿(対象児童の利用実績がわかる書類)も添付すること。

合計   円

様式第2号（第7条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

大田市長

印

大田市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う  
利用料返還補助金交付決定・確定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金につきましては、次のとおり  
決定並びに確定したので、大田市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請  
に伴う利用料返還補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 補助金の名称 大田市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に  
伴う利用料返還補助金
2. 補助金の交付決定・確定額 円

付記

この通知を受けた後に申請内容等に不正の事実があると認められたと  
きは、大田市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返  
還補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の全部又は一部の返還  
を命ずる場合があります。